

## 食の多様性に係るメニュー作成等業務 委託仕様書

### 1 目的

インバウンド観光客を増やすために、市場の多角化を進めていることから、ベジタリアン、ヴィーガン等（健康、倫理、宗教等に起因するもの）の食の多様性への対策を強化し、県内を訪れるインバウンド観光客の利便性の向上に努める。

### 2 実施期間

令和6年6月下旬から令和6年12月中旬まで

### 3 委託業務内容

- (1) 佐賀県内の飲食店に対し、佐賀県の豊かな農作物等を活用したベジタリアン対応料理のメニュー開発やブラッシュアップ等の支援をすること。
  - ① 原材料、出汁、調味料などに肉、魚介類（海藻類は含まない）を除く料理の新規開発、または既存料理のブラッシュアップ。
  - ② 様々なベジタリアンの要望に応えるよう、乳製品、卵、ハチミツ、ゼラチン、五葎（ニラ、にんにく、たまねぎ、ねぎ、らっきょう）を除く料理開発に関すること。
  - ③ 夕食や朝食、温かいメニューなど、インバウンド観光客のニーズに合わせた料理開発に関すること。
  - ④ 対象地域及び飲食店はインバウンド観光客の利用が多い地域を中心に、一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「連盟」という。）と協議のうえ決定し、件数は新規7件、既存3件の合計10件程度とする。
  - ⑤ メニュー開発やブラッシュアップの際は必要に応じ、専門家によるアドバイスを設けるなど工夫すること。
- (2) 支援した飲食店の多言語メニュー表の作成・提供に関すること。
  - ① 多言語メニュー表の翻訳
    - ・言語については英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語及びタイ語に対応すること。
  - ② 多言語メニュー表の内容
    - ・店舗名、各品目の写真、価格（消費税込みの表記とする。）、品目名（日本語の読みを単にローマ字等で表記するのではなく、外国人が料理の内容を理解できるように訳すこと。）、品目の説明及び調理法を原則として掲載すること。なお、写真については受託者が手配すること。
    - ・セットやコースメニューについては、全てが揃った写真を用い全体量が分かるようにすること。
    - ・メニューには、ベジタリアン等の食の多様性を意識したピクトグラムも併記すること。
  - ③ 多言語メニューのネイティブチェック・校正の実施
    - ・完成したメニューについては、必ずネイティブチェック、スペルチェック及び校正を行うこと。
  - ④ 多言語メニュー表の成果物の提供

- ・ネイティブチェックを終えた多言語メニュー表を紙媒体にて飲食店へ提供すること。なお提供する方法については、別途連盟と協議すること。

(3) 撮影内容に関すること。

① 下記内容を撮影し、連盟にデータで納品すること。

- ・料理画像。セットやコースメニューについては料理全体並びに、料理単品もそれぞれ撮影すること。
- ・飲食店の内観、外観。

(4) 留意事項

- ・飲食店との連絡調整は受託者が行うこと。

#### 4 業務終了後の提出書類等

(1) 業務完了報告書（任意様式）

- ・作成にあたっては、交渉した飲食店のリストとそのメニュー内容（ベジタリアン向けにどういった工夫を行ったか）、事業を進めていく上であがった意見や要望などをまとめ、今後の施策の方向性について提言すること。

(2) 成果物の納品

- ・メニュー表の紙媒体1部
- ・メニュー表、撮影画像、テキストデータ（エクセルデータ）をまとめたデータ1式（記憶媒体1枚に保存）

(3) その他実施内容の説明に必要と思われる資料については、1部連盟に納品すること。

#### 5 その他留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 業務に係る機器や写真等は受託者が用意すること。また、その費用については、受託者側で負担するものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては連盟と随時打合せを行い、業務の内容については最終的に、連盟と受託者が協議を行い決定する。
- (4) 業務において打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (6) 業務の遂行に当たり、第三者（連盟及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権処理等を行うこととする。
- (7) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法〔明治32年法律第39条〕第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、連盟に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、連盟と協議するものとする。
- (8) 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとする。

- (9) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密をほかに漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (10) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要な業務については、書面により発注者の承認を得て、業務の一部を委託することができる。

## 6 委託料の支払い

完了払